

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則	教育改革チーム	1 頁
	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	教育改革チーム	2 頁
	三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則	高校教育チーム	4 頁
告 示	三重県立高等学校通学区域の特例に関する要綱を廃止する告示	教育改革チーム	4 頁
	三重県指定史跡の指定	文化財保護チーム	5 頁

規 則

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年一月十九日

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県教育委員会規則第六号

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「保護者の居住する住所を学区とする」を「保護者の居住する住所の属する学区又は当該学区に隣接する学区（以下これらの学区を「志願学区」という。）内の」に改め、同項ただし書きを削り、同条第一項中「住所の変更等」を「住所の変更」に、「保護者の居住する住所を学区とする高等学校以外」を「志願学区外」に、「保護者の居住する住所を学区とする」を「住所変更後の志願学区内の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由のあるときは、三重県教育委員会の許可を得て、志願学区外の高等学校に出願することができる。

第五条の引出し中「区域」を「学区」に、同条第一項中「第一項ただし書き」を「第二項」に、「自己の所属学区」を「志願学区」に、「入学を志願」を「出願」に改める。

別表（第二条関係）特例の欄第2号を削り、第3号を第2号とし、同表一の項地域の欄中「松阪市（松ヶ崎地区に限る。）」を削り、同表三の項地域の欄中「松阪市（松ヶ崎地区を除く。）」を「松阪市」に改め、同表同項高等学校の欄中

「三重県立伊勢実業高等学校」を「三重県立伊勢まなび高等学校」に、

「三重県立南勢高等学校」を「三重県立南勢高等学校

三重県立南伊勢高等学校

三重県立南伊勢高等学校度会分校

三重県立南伊勢高等学校南島分校」に改め、

「三重県立尾鷲工業高等学校」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中高等学校の欄の改正規定は、平成十六年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年一月十九日

三重県教育委員会委員長 作野史朗

三重県教育委員会規則第七号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「通学区域」の下に「(以下「学区」という。)」を加える。

第二十四条の見出し中「住所変更等」を「住所変更」に改め、同条第一項を次のように改める。

在学中に住所の変更により、保護者の居住する住所の属する学区又は当該学区に隣接する学区（以下これらの学区を「志願学区」という。）外の高等学校へ通学することとなる者は、住所変更後の志願学区内の高等学校へ転学しなければならない。ただし、本人及び保護者が希望し、かつ、正当な理由がある場合は、三重県教育委員会の承認を得て現に在学する高等学校に在学することができる。

同条第二項中「転学を命じられた」を「転学しなければならない」に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

（教頭をもって充てる職）

第五十三条の二 別表四に掲げる学校に副校長を置き、当該学校の教頭をもって充てる。

2 副校長は、校長を助け、当該学校の分校に関する校務を掌理する。

別表一（第二条関係）中

三重県立桑名高等学校 衛生看護分校	全日制	普通科、理数科、 家政科	を に、 を に、 を
	定時制	普通科	
	全日制	衛生看護科	
	全日制	衛生看護 専攻科	
三重県立桑名高等学校 衛生看護分校	全日制	普通科、理数科	を に、 を
	定時制	普通科	
	全日制	衛生看護科	
	全日制	衛生看護 専攻科	
三重県立亀山高等学校	全日制	普通科、情報オ フィス科、総合 生活科	を
	定時制	普通科	
三重県立亀山高等学校	全日制	普通科、システ ムメテイヤ科、 総合生活科	に
	定時制	普通科	
三重県立松阪工業高等学校	全日制	機械科、電気工 学科、工業化学 科、繊維デザイ ン科、自動車科	を
	定時制	普通科、機械科	

三重県立松阪工業高等学校	全日制 定時制	機械科、電気工 学科、工業化学 科、繊維デザイ ン科、自動車科 普通科
三重県立南勢高等学校	全日制	普通科
三重県立南勢高等学校	全日制	普通科
三重県立南伊勢高等学校	全日制	普通科
度会分校	全日制	普通科
南島分校	全日制	普通科
三重県立伊勢実業高等学校	定時制	普通科、工業技 術科
三重県立伊勢まなび高等学校	定時制	普通科、ものつ くり工学科

に、
を
に、
を
に改め、

別表三（第十一条関係）中

三重県立南勢高等学校	南勢町立五ヶ所中学校 南勢町立南海中学校 南勢町立宿田曹中学校
三重県立南勢高等学校 三重県立南伊勢高等学校 (度会分校及び南島分校を除く)	南勢町立五ヶ所中学校 南勢町立南海中学校 南勢町立宿田曹中学校

を
に改める。

別表三（第十一条関係）の次に次の一表を加える。

別表四（第五十三条の二関係）

副校長を置く学校名
三重県立南伊勢高等学校

附 則

- この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 三重県立桑名高等学校家政科、三重県立亀山高等学校情報オフィス科、三重県立松阪工業高等学校定時制機械科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 三重県立伊勢実業高等学校普通科、工業技術科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、三重県立伊勢まなび高等学校普通科、工業技術科として存続するものとする。

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部改正する規則をここに公布します。

平成十六年一月十九日

三重県教育委員会委員長 作野史朗

三重県教育委員会規則第八号

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校学則の基準に関する規則（昭和三十三年教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「特別の事情がある者を除き、保護者が教育委員会の設定する高等学校通学区域に在住する」を「三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年教育委員会規則第十三号）第三条第一項及び第二項の規定により出願できる」に改める。

第二十条の二の見出し中「住所変更等」を「住所変更」に改め、同条第一項を次のように改める。

在学中に住所の変更により、三重県立高等学校通学区域に関する規則第三条第一項に規定する志願学区外から通学することとなる者は、住所変更後の志願学区内の高等学校へ転学しなければならない。ただし、本人及び保護者が希望し、かつ、正当な理由がある場合は、三重県教育委員会の承認を得て引き続き在学することができる。

同条第二項中「転学を命じられた」を「転学しなければならない」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県立高等学校通学区域の特例に関する要綱を廃止する告示をここに公布します。

平成16年1月19日

三重県教育委員会教育長 土橋伸好

三重県教育委員会告示第25号

三重県立高等学校通学区域の特例に関する要綱を廃止する告示

三重県立高等学校通学区域の特例に関する要綱（昭和57年教育委員会告示第28号）を廃止する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

三重県教育委員会告示第26号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第35条第1項の規定により、次のとおり三重県指定史跡に指定します。

平成16年1月19日

三重県教育委員会

種別	名称	所在地	所有者
史跡	坂本古墳群	多気郡明和町大字坂本 字西垣外1192-1・3及び2のうち321㎡・4のうち64㎡ 字粟垣外1166-4・5及び2のうち126㎡・6のうち15㎡、1169-5・6・7・9及び8のうち374㎡、1176-3のうち81㎡・7のうち259㎡	多気郡農業協同組合、北山芳昭、北山陽一、北山久子、北山和代、北山幸代、山路實、三石幸宏

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
株式会社第一プリント社